尾鷲市公告

条件付き一般競争入札を行うので、尾鷲市会計規則（昭和 41 年尾鷲市規則第 4 号）第 72 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 11 月 12 日

尾鷲市長　加　藤　千　速

１　工 事 名　　尾鷲港新田線舗装改良工事

２　工事場所　　尾鷲市　新田町　地内

３　工事概要　　施工延長　L=24.0m

舗装工（１号箇所）	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(車道)	A=211.0m2
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(歩道)	A=10.0m2
	透水性舗装工(歩道)	A=99.0m2
	区画線工	N=1.0 式
舗装工（２号箇所）	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	A=51.0m2
	張ｺﾝｸﾘｰﾄ工	A=54.0m2

４　工　　期　　100 日間

５　予定価格　　8,303,900 円（消費税込）

６　最低制限価格　　有り

◆今回の工事におけるＰ（工事に伴い最低限必要な費用）は、下記計算式により設定いたします。

Ｐ＝（直接工事費×1.00＋共通仮設費×1.00＋現場管理費×0.9
＋一般管理費等×0.75）×1.10

上記の「計算式」により算出された金額が予定価格の 7.5/10 を下回る時は 7.5/10 とし、最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10 の 7.5/10 を下回る場合は、7.5/10 以上となるように P/1.10 値の万円未満を切り上げるものとします。

７　前 金 払　　有り

（ただし、前払金の請求を行う場合は「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証会社による前払金保証を受けること。）

８　仕 様 書　　尾鷲市ホームページにて閲覧（ダウンロード可）

９　入札に参加できる者の資格要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

（２）尾鷲市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない者

（３）尾鷲市建設工事入札参加資格者格付要領で「**舗装工事 A ランク**」に格付されている者

10　参加申請書提出期限

（１）提出書類　　①入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

（２）提出方法　　E-mail にて申し込んでください（E-mail のない事業所については FAX での提出も可とします。ただし、FAX で申し込む場合は、財政課 管財・検査係まで必ずご連絡ください。）。

（３）提出期限　　**令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 11 時 00 分まで**

11　入札参加資格の決定

入札参加資格者には、令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時 00 分までに E-mail にて入札参加資格確認通知書を送付します（E-mail のない事業所については FAX にて入札参加資格確認通知書を送付します。）。

また、入札参加資格が無い方には同じ日程で電話連絡いたします。

12　入札保証金　　免除

13　入札日時・場所

（１）日　　時　　令和 8 年 11 月 26 日（木）午前 9 時 00 分

（２）場　　所　　尾鷲市役所　2 階　財政課前会議室

14　入札の無効

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。

（１）入札に参加する資格のない者が入札したとき。

（２）虚偽の申請を行った者が入札したとき。

（３）入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。

（４）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

（５）入札に際して談合等の不正行為があったとき。

（６）入札条件に違反した入札があったとき。

（７）入札者又はその代理人が定刻までに入札書を投函しないとき（入札参加者確認ができないとき。）。

（８）入札者又はその代理人がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。

（９）入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札、又は金額を訂正した入札をしたとき。

(10) 予定価格を超える金額の入札をしたとき。

(11) 事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。

(12) 工事費内訳書が次のいずれかに該当するとき。

①工事費内訳書を提出しないとき。

②工事費内訳書の合計金額（税抜き）と入札価格が一致していないとき。

③工事費内訳書に一括値引き、減額の項目が計上されているとき。

④工事費内訳書に記載すべき事項が欠落しているとき。

⑤その他、工事費内訳書に不備があるとき。

(13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

15　入札の失格

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は失格とします。

（１）最低制限価格を下回る金額で入札をしたとき。

（２）提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。

（３）その他適正な入札の執行を妨げたとき。

16　入札の辞退

入札参加資格確認通知書により入札参加資格の決定を受けた者であっても、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとします。

17　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがあります。

なお、入札の中止等に係る費用は、入札者の負担とします。

18　落札者の決定

（１）尾鷲市会計規則 74 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがあります。

（２）落札候補者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札候補者を決定します。

（３）落札候補者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。

（４）尾鷲市談合情報対応マニュアル第 2 に該当する談合情報があった場合は、入札の延期や中止、契約締結の保留等、マニュアルに基づいた措置及び調査を実施します。

（５）落札候補者決定後、工事費内訳書を確認ののち、不備等がなければ落札候補者に改めて落札決定の通知を行い落札者とします。なお、落札候補者の工事費内訳書に不備があった場合は、その入札書は無効となり、二番札又はくじによる場合は次順の者を落札候補者とします。

19　契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上の金額とします。その他の事項は尾鷲市会計規則に定めるところによるものとします。

20　その他

本公告のほか、関係法令及び尾鷲市会計規則によるものとします。

【担当部署】
〒519－3696
三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号
尾鷲市　財政課　管財・検査係
TEL：0597－23－8142
FAX：0597－23－8305
E-mail：zaimu1@city.owase.lg.jp